

# 第4章 施策の展開

## 1. 地域を支える担い手づくりの推進（人づくり）

### （1）福祉人材の育成

#### 【施策の目的】

本市における地域福祉を推進し、地域共生社会を実現していくためには、地域福祉活動に取り組む担い手の育成・確保に向けた取組が欠かせないことから、地域福祉への関心を高め、活動に参加するきっかけとなるような働きかけを進め、新たな担い手を確保・育成するとともに、活動の中核となるリーダーの育成に取り組む。

#### 【施策を取り巻く現状・課題】

- ・町会長及び民生委員・児童委員調査では、地域の支え合い活動を進めるにあたっての課題について「活動に関わる人が少ない」という回答が6割近く寄せられました。また、町会長では約4割、民生委員・児童委員では約3割がリーダーの不在を課題として挙げていることから、本市人口が減少傾向にある中で、リーダーを含む福祉人材を育成し、確保していくことが求められています。
- ・地域における支え合い活動の裾野を広げ、活動が持続的なものとなるよう、あらゆる活動における参加者の増加や、リーダーが適切な期間続けられるしくみづくりが求められています。
- ・高齢化率の上昇に伴い介護サービスが必要な高齢者は増加することが予測されます。介護職員の有効求人倍率は増加しており、現状で不足しているだけでなく、介護人材の需要推計では、国全体で2023年度約22万人、2025年度では約32万人の介護職員が不足すると見込まれており、この問題を解消するためには年間約5万人の新たな介護職員を確保する必要があります。

#### 【施策の推進に向けて】

##### ◆行政の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	民生委員・児童委員の活動支援	民生委員・児童委員の活動を支援するため活動にかかる経費を補助し、民生委員・児童委員の職務の連絡調整など民生委員が活動しやすい環境づくりに努めます。また、新たな人材の確保・育成も視野に入れた活動支援を進めます。

	取組の名称	取組の内容
2	更生保護活動支援	保護司会活動をはじめ更生保護にかかる経費の補助など支援します。また、保護司の連絡調整や人材の確保など、保護司会における事務局事務を行います。
3	介護人材等の確保	介護サービスのニーズの高まりとともに、介護人材の必要な数も増え続けるため、事業者の介護人材の確保に向けて、必要な情報の周知や業務の効率化などの支援を実施します。
4	認知症サポーター※ 養成講座	「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」をめざし、認知症サポーターを養成します。
5	ゲートキーパー※養成 研修会	「いのちの門番」である、ゲートキーパーの養成研修会について、民生委員・児童委員及び市民を対象として開催します。

◆社会福祉協議会の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	ボランティア講座の開催	障害のある人への情報保障の手段としての手話や音訳、相手に寄り添って話を聞く傾聴などの講座を開催し、ボランティア活動への参加のきっかけづくりを行います。 多様な価値観や新たなニーズに対応した講座の実施により、新たな人材の確保・育成に努めるとともに、住民同士の支え合いの意識を育みます。

◆市民・地域に期待される役割や取組◆

- 地域福祉活動について理解を深め、積極的に参加する。
- 担い手の養成講座などに参加する。
- 地域福祉活動の積極的な情報発信を行う。

## (2) 福祉教育の充実

### 【施策の目的】

地域福祉活動の担い手確保に向けて、子どもの頃からの学びを進めるとともに深めつつ、その一方で気軽に参加してもらえような、知るための機会を拡充することで「福祉のこころ」を育むための取組を進めるなど、福祉教育の充実を図る。

### 【施策を取り巻く現状・課題】

- ・市内小・中学校の全 62 校（私立を含む）と高等学校の 4 校、計 66 校を福祉推進校として指定して、福祉教育を展開している中で、学習段階に応じた学習メニューの設定とともに、学校外における活動への支援体制の構築を進める必要があります。また、学校からの福祉教育に関する相談体制についての連携が不足している状況にあるため、その強化が求められています。
- ・ボランティア活動の推進等に特化した特別指定校の指定とともに、学校との連携を強化することで、福祉教育のさらなる充実を図ることが重要です。
- ・本市では、小学 6 年生を対象としてまちづくりへの興味を喚起すべく取組を進めていますが、講座を希望する学校が少ない状況です。そのため、地域福祉とまちづくりの関係性にも訴えかけつつ、継続的な情報発信を進める必要があります。

### 【施策の推進に向けて】

#### ◆行政の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	まちづくり子ども出前授業の実施	小学 6 年生を対象に「市民もまちづくりを担う」ことの重要性を認識してもらうとともに、自らもまちづくりに関わりたいと思ってもらうことを目的としてパンフレットを配付し、希望する学校へ出前授業を実施します。

◆社会福祉協議会の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	福祉推進校と連携した福祉教育の推進	<p>市内の小・中・高等学校を福祉推進校として指定し、体験だけにとどまらず、参加者が福祉について考える福祉実践教室を学校と共催します。また、福祉教育の一環として、施設でボランティア体験の実習を行います。</p> <p>今後は、年齢に応じた福祉体験メニューの設定や、学校からの福祉教育に関する相談体制の構築を進めます。</p> <p>また、ボランティア活動の推進などに特化した特別指定校の指定について検討します。</p>
2	子ども向けのボランティア教室の開催	<p>学校外でも様々な福祉体験を通して学びを深められるよう、子ども向けのボランティア教室を開催します。その中で、障害のある人や高齢者への接し方や介助方法などを学び、「思いやり」や「助け合い」の精神の理解を深めるとともに、若者に対して将来にわたって地域福祉に参加する意識の醸成に努めます。</p>

◆市民・地域に期待される役割や取組◆

- 福祉に関心を持ち、図書館やインターネットで調べるにより、知識を深める。
- 地域や行政が開催する福祉学習やボランティア教室に積極的に参加する。

## 2. 地域福祉活動の推進（環境づくり）

### （1）ボランティア活動の充実・支援

#### 【施策の目的】

市民の積極的な地域活動に対して支援を行いつつ、ボランティア活動の充実・支援を行うとともに、協働の推進を図ることにより、地域活動の活性化をめざす。

#### 【施策を取り巻く現状・課題】

・市民アンケートの結果、地域活動への参加意向は、「ぜひ、参加したい」「条件によっては参加してもよい」という回答が6割近くにのびりました。こうした人が積極的に参加できるよう、情報発信を充実させるとともに、参加しやすい環境を整えていくことが重要です。

#### 【施策の推進に向けて】

##### ◆行政の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	市民活動へのサポート	市民活動団体が行う公益的な社会貢献活動に要する経費に対して補助金を交付し、多様化する地域社会の課題解決に向けた活動を支援・推進します。市民活動を新たに始める人や若者層といった活動初期団体への補助により、市民活動の裾野を広げていきます。
2	市民向け講習会の開催	市民による市民活動や協働による取組について、市民活動団体の関係者や、興味・関心のある市民が参加して勉強会を開催します。
3	市民ボランティア等による環境保全活動の推進	市民ボランティアや公園愛護団体による公園の維持管理への継続的な支援を行います。 また、環境保全の啓発とともに、その意識向上のためホテルをはじめとする多様な生物が生息できる環境づくりに取り組む市民ボランティアの活動を支援します。
4	地域ボランティア輸送支援事業	公共交通では対応しきれない、高齢者等の日常における移動手段の確保について、地域課題として捉えている地域団体が自主的にボランティア運転手を確保して実施する輸送サービスに向けて費用を支援します。

◆社会福祉協議会の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	ボランティアセンターの機能強化	<p>ボランティア活動を行う個人・グループと、支援を求める人・団体をつなぐ『活動と担い手のマッチング』機能を高めるなど、社会福祉協議会内に設置しているボランティアセンターの機能を強化し、地域住民がボランティア活動に参加しやすい環境を整備します。</p> <p>また、ボランティア団体間の交流や連携の活性化を図るとともに、市民活動支援センターや社会貢献を目的とする地元企業等との連携を深め、地域社会の課題解決に向けた活動を推進します。</p>
2	ボランティア活動の啓発及び参加促進	<p>ボランティア活動をPRするイベントや各種ボランティア養成講座を開催し、広くボランティア活動の啓発及び参加促進を図ります。</p> <p>また、ウェブ媒体や社協広報紙を活用し、ボランティア活動の情報発信を行います。</p>
3	ボランティア団体の活動支援	<p>ボランティア団体への補助金の交付、備品の貸し出し、活動場所の提供などを通じて、ボランティア活動を支援します。</p>
4	災害ボランティアセンターの設置準備	<p>ボランティア、関係機関と協力し、災害ボランティアセンターの立ち上げ、運営に関する訓練を定期的に行い、災害時の運営の具体的なイメージを共有します。</p> <p>災害ボランティアセンターの運営を担う「防災ボランティアコーディネーター」の育成に取り組みます。</p>

◆市民・地域に期待される役割や取組◆

- ボランティア活動に興味を持ち、地域の活動について調べることにより、理解を深める。
- ボランティア活動へ積極的に参加し、また、周囲の人を誘ってボランティアの輪を広げる。
- ボランティア活動の積極的な情報発信を行う。

## (2) 交流の促進

### 【施策の目的】

様々な分野において居場所づくりや見守り活動が積極的に推進されている中、これらの取組に加えて、多世代交流等の多様な属性・背景を持った人が気軽に交流できる場を設けることで、多様性を受け入れることができる地域づくりを推進する。

### 【施策を取り巻く現状・課題】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大を背景に、対面による交流機会は大きく減少しましたが、デジタルツールとの併用により、よりよい交流機会を創出することが求められています。
- ・地域福祉の推進のためには、地域の中に誰もが集い交流することのできる「居場所」があることが重要です。世代や所属などに関わらず自由に、かつ気軽に立ち寄ることができる、その地域に暮らす誰もが日常的にふれあえる場所・機会を、地域の実情に応じたかたちで創出し、地域の交流を促していく必要があります。

### 【施策の推進に向けて】

#### ◆行政の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	福祉バス運行事業	市民相互の連帯と交流を深めるとともに、福祉の増進と健康の保持に役立てることを目的に、福祉バスを運行します。
2	子育て支援センター事業	子育て支援センターや子育てひろばを開設するとともに、子育て中の親子が気軽に利用できる交流の場を提供します。
3	児童館の管理・運営	児童の情操を豊かにするとともに、親子や保護者相互の交流を促進するため、児童館を管理・運営します。 また、老朽化が進んでいる児童館については、順次計画的に大規模改修を進めます。
4	いきいきセンター事業	いきいきセンター4施設、いこいの広場12施設、つどいの里5施設の、計21施設を設置し、地域における高齢者の健康で明るい生活に向けて、健康増進や教養の向上、レクリエーション等に取り組みます。 また、つどいの里については介護予防と健康増進のため、介護予防拠点としての世代間交流を図ります。



	取組の名称	取組の内容
5	おでかけ広場づくり推進事業	家に閉じこもりがちな高齢者が、気軽に立ち寄ることができる住民主体の通いの場「おでかけ広場」を募集、認定し、通いの場マップを作成して市民へ周知し、高齢者同士の地域活動の促進を図ります。
6	一宮市国際交流協会への支援を通じた国際交流の推進	市民による幅広い国際交流活動を推進するため、世界に開かれた地域づくりと国際社会の発展に寄与することを目標に活動する「一宮市国際交流協会」への支援を行います。 国際交流協会の主な活動は、①外国人と市民との交流の推進、②異文化理解を深め、国際感覚豊かな人材育成に向けた研修、③ボランティアや民間交流団体の育成や協会活動の広報、そして外国籍市民が安心して暮らせるまちづくりに向けた情報発信です。 さらに、ボランティアによる外国人向け無償日本語教室を引き続き実施することにより、多文化共生の拠点としての役割を果たしています。
7	公園・緑地の整備	地域住民が集う拠点としての公園が、安全・安心に利用できるよう、老朽化した施設の更新や適切な維持管理を計画的に進めます。

◆社会福祉協議会の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	ふれあい・いきいきサロンの活動支援	地域の誰もが気軽に集える居場所づくりを推進するため、サロン運営団体への運営費補助金の交付、備品の貸し出し、出張サロンなどによる立ち上げ時の支援、サロン交流会などを通じて、サロン活動の普及と活性化を図ります。 また、企業等と連携し、開催場所の提供やサロンでのプログラム提供を行うなど、地域ぐるみの協力体制を構築します。
2	見守り活動の推進	ひとり暮らし高齢者や障害のある人等に対して、支会の機能を生かし、地域住民による日頃の声掛けや交流を行うことにより、地域とのつながり・見守りのネットワークを築くとともに、課題の早期発見や地域からの孤立を防ぎます。
3	おもちゃ図書館の運営	就学前の子どもを対象におもちゃ遊びを通じた豊かな感性の育成や、他の子ども、ボランティアとの関わりから社会性を育みます。 また、子育て中の親が気軽に情報交換できる居場所づくりを行い、子育て世代の孤立を防ぎます。



◆市民・地域に期待される役割や取組◆

- 地域の様々な居場所づくり活動、祭りやイベントなどの交流事業へ参加する。
- 気軽に参加できる行事やサロンなど交流機会や場の確保、充実を図るとともに、積極的な情報発信を行う。

### (3) 防災活動の推進

#### 【施策の目的】

安全・安心な暮らしの確保に向けて地域ぐるみの防災活動を推進する中で、地域の連帯を醸成しつつ連携強化を図り、有事における被害軽減を図るとともに、地域福祉に対する意識を育む。

#### 【施策を取り巻く現状・課題】

- ・ 自然災害の激甚化が指摘されている中、本市の地域では南海トラフ地震の発生も危惧されています。そのため、有事の際に向けた「日頃からの備え」として、地域の連帯や地域力の強化も意識しながら、防災活動に取り組んでいく必要があります。
- ・ 地域の防災活動への参加状況は「参加したことがない」がいずれの年代でも高い割合を占めており、30代以下の年代においては、「防災活動をしているか知らない」が4割以上となっていることが、市民アンケートの結果から明らかになりました。そのため、若い世代の防災活動への参加を促しつつ、地域力の向上を図ることが重要です。

#### 【施策の推進に向けて】

##### ◆行政の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	防災知識の普及・啓発	災害時に適切な行動ができるよう、総合防災訓練や出前講座などを開催し、障害のある人を含む、多くの市民へ啓発活動を行います。
2	自主防災組織の育成・支援	災害時に、障害のある人を含む地域住民が相互に協力し、消火・救出救護、避難誘導活動を行うことができるよう、自主防災組織の育成を進めるとともに、必要に応じて支援します。
3	災害時たすけあい隊 (災害時要援護者支援事業)	大規模災害の発生時、地域の助け合いにより避難の手助けを受けることができるよう、自力や家族の助けだけでは避難できない65歳以上の人などの登録を進めるとともに、その情報を地域で見守ってくれる人(支援者)に提供します。

	取組の名称	取組の内容
4	要安全確認計画記載建築物耐震改修等補助事業	地震による緊急輸送路等の沿道建築物の倒壊の影響により、多くの人の円滑な避難を困難とする恐れや消火・救助活動の支障が生じないように、沿道建築物等の耐震改修等の実施に向け、費用の一部を補助します。
5	空き家等への対策	人口減少や高齢化の進展等による空き家の増加が社会問題となっている中、安全かつ安心な生活環境を確保するために、空き家化の予防とその発生の抑制、利活用の促進によって、空き家等の対策を総合的に推進します。また、相続登記がされていないと空き家等の対策が速やかに進まないため、相続登記の啓発を推進します。

#### ◆社会福祉協議会の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	災害時要援護者支援事業の実施	災害時たすけあい隊名簿を活用し、登録者と地域支援者などが平時から顔の見える関係づくりが構築できるよう、登録者の状況確認を進めながら、登録情報の更新を支会単位で実施し、全市的な取組として展開していきます。 同時に、地域で登録が必要と思われる人の新たな掘り起こしを行い、登録の促進を図ります。
2	災害ボランティアセンターの設置準備（再掲）	ボランティア、関係機関と協力し、災害ボランティアセンターの立ち上げ、運営に関する訓練を定期的に行い、災害時の運営の具体的なイメージを共有します。 災害ボランティアセンターの運営を担う「防災ボランティアコーディネーター」の育成に取り組みます。

#### ◆市民・地域に期待される役割や取組◆

- 地域で避難経路や避難場所を確認し、防災訓練を行うとともに、支え合いの意識を育んでいく。
- 防災グッズや非常時の準備、飲料水や非常食、土のうなどの備蓄に取り組む。
- 地域の要援護者支援体制づくりに参加し、支援者や見守りの担い手となる。

## (4) 防犯活動の推進

### 【施策の目的】

安全・安心な暮らしを実現すべく、地域ぐるみで防犯活動を推進する中で、地域の連帯を醸成しつつ連携強化を図り、地域福祉に対する支え合いの意識を育む。

### 【施策を取り巻く現状・課題】

- ・ 県内警察署別での本市の犯罪認知件数(刑法犯)は、毎年ワーストランキングの上位となっていますが、町内会等による防犯カメラの設置や自主防犯パトロール隊の結成により、犯罪は減少傾向にあります。しかし、今後さらに超高齢社会が進展し、高齢者が特殊詐欺の被害に遭うなど、犯罪件数が増加することが危惧されます。
- ・ 地域のつながりの希薄化が地区別懇談会やワークショップで指摘されていることから、防犯活動を通じた地域のつながりを強化することが求められます。

### 【施策の推進に向けて】

#### ◆行政の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	自主防犯活動への支援	一宮市民パトロール隊に登録した個人や団体へ、防犯資器材・青色回転灯の貸与や研修会を実施します。また、市民が犯罪の被害者とならないよう「自主防犯」・「共同防犯」を基本とした地域防犯活動を推進します。
2	防犯教室の実施	小学校や老人会、町内会などで防犯教室を実施することで、自主防犯意識の啓発や防犯意識の高揚を図ります。 小学校では1年生を対象にセルフディフェンスを中心とした防犯教室を、老人会や町内会については要望を受けて「いちのみや出前一聴」による防犯教室を主に開催します。
3	青少年の健全育成	地域ぐるみの市民運動や、青少年指導委員による街頭指導、青少年健全育成推進大会の開催など、青少年が心身ともに健やかに育つ地域環境を整えます。 また、地域で行われる青少年の健全育成会活動に対して支援を行います。

	取組の名称	取組の内容
4	後期高齢者への訪問	市内在住の満75歳を迎える市民を対象に、個別訪問や啓発物の配布を行うなどして、防犯についての指導・啓発を推進します。
5	防犯巡回パトロール	青色回転灯装着車による防犯巡回パトロールについて業務委託を進めつつ、要望のあった地区のパトロールを重点的に行うことで、街頭犯罪の抑止を図ります。また、「動く防犯カメラ」としての効果も期待できるため、青色防犯パトロール車ヘッドライブレコーダーの貸与を行います。
6	共同防犯体制強化及び防犯カメラ補助事業	夜間の防犯環境を向上させるために、防犯灯の設置ならびに維持管理に対して補助金を交付します。また、町内会等が行った防犯カメラの設置に対して、その費用の一部を補助し、維持費に対して、定額で補助金を交付します。

◆市民・地域に期待される役割や取組◆

- あいさつや声掛けなど、地域内における顔の見える関係づくりを進める中で、地域のつながりの強化を図る。
- 防犯設備を設置するなど地域で防犯対策をする。

## (5) 交通安全対策の推進

### 【施策の目的】

交通安全意識や交通モラルの向上に取り組みつつ、地域の実情を踏まえたかたちで交通安全施設の整備を行うことにより、地域と行政が一体となった交通安全対策を推進する。

### 【施策を取り巻く現状・課題】

- ・ 2022年3月末現在、愛知県は自動車の保有台数が全国1位となっており、本市も県内で上位の保有台数となっています。そのために交通量が多いということもある一方で、交通ルールを守らないために発生する事故が多いのも実情です。
- ・ 今後さらに超高齢社会が進展し、高齢者が当事者となる交通事故による死者数や負傷者数が増加することが危惧されます。
- ・ 季節ごとの交通安全市民運動の時期に合わせた啓発や出前講座を行うほか、一宮警察署や地域住民との連携を図る中で、幅広い年齢層に効果的な啓発を進めていくことが重要です。

### 【施策の推進に向けて】

#### ◆行政の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	交通安全運動推進組織の育成	地域住民の交通安全意識の高揚と交通事故防止に寄与するため、地域住民で組織された交通安全会の交通安全啓発活動に対する補助を行います。
2	通学路への安全対策	「一宮市通学路交通安全プログラム」に基づき、①小中学校を対象に、学校関係者を中心としたメンバーによる通学路の合同点検とともに、②毎年度1校を対象に、学校関係者や公安委員会、道路管理者を含めたメンバーによる通学路の総点検を実施します。 また、全小学校の通学路において歩車分離がされていないため、登校児童数が10人以上となる市道を対象として、道路の片側に緑色のカラー塗装を行います。
3	世代に応じた交通安全教育の推進	子どもや後期高齢者を対象とした交通安全教室を実施することにより、交通安全意識とともに、事故予防知識の高揚を図ります。また、地域等の申し込みにより出前講座を実施します。

	取組の名称	取組の内容
4	運転免許証の自主返納に対する支援	運転免許証を自主返納した高齢者に対して、「i-バス回数券」等や交通安全啓発品の配布等を行うことにより、自動車の運転に不安を感じる高齢者の運転免許証自主返納を促進するとともに、高齢者ドライバーの交通事故の抑止を図ります。
5	交通安全施設の整備	交通安全上で注意が必要な市道箇所、道路反射鏡や道路照明灯などの交通安全施設を設置し、良好な交通環境・交通安全の維持・向上を図ります。

◆市民・地域に期待される役割や取組◆

- 地域における交通安全対策を進める中で、支え合いの意識を育む。
- 交通安全意識とともに、交通モラルの向上に努める。



## (6) 生涯学習・生涯スポーツの充実

### 【施策の目的】

市民一人ひとりが生涯を通じて、健康でゆとりを実感できる豊かな生涯学習・生涯スポーツ社会の実現をめざして、誰もが前向きに日々の暮らしを送ることができるよう取組を進める。

### 【施策を取り巻く現状・課題】

- ・ 地域活動の中で、コロナ禍においても必要性が高い、もしくは再開してほしい取組については、「祭りや盆踊り、運動会などのイベント」に次いで「文化・芸術・スポーツなどのサークル活動」が高くなっていることが、市民アンケートの結果から明らかになりました。ウィズコロナの中、創意工夫を凝らした生涯学習・生涯スポーツニーズへの対応が求められています。
- ・ 障害のある人が積極的にスポーツに関わることができるよう、それぞれの障害に配慮した取組を進め、障害者スポーツの普及・推進を図ることが求められています。

### 【施策の推進に向けて】

#### ◆行政の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	生涯学習の推進	ライフステージに応じた学習内容の講座・講習会の開催に努めるとともに、市民の自主的な文化・レクリエーション活動を奨励します。 また、生涯学習情報誌の発行など、情報発信に努めます。 市内 23 連区において地区公民館事業を展開し、家庭・青少年、成人・高齢者、女性を対象とした学習講座の開設や、運動会、盆踊り、公民館まつり等の開催により、地域住民の学習機会の充実やコミュニティづくりを推進します。

	取組の名称	取組の内容
2	生涯スポーツ・ 地域スポーツの振興	<p>ニュースポーツフェスティバルや各連区において気軽に参加できるスポーツ教室を開催し、地域住民の余暇の活用及び体力の増進を図るとともに、コミュニティスポーツの発展をめざします。</p> <p>また、生涯スポーツの普及に向けた広報活動（一宮スポーツ推進委員だよりの発行）を行うことにより、市民の生涯スポーツに向けた意識の向上を図ります。</p>

◆社会福祉協議会の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	ユニバーサルスポーツ※ の推進	<p>ユニバーサルスポーツの普及・啓発を通じて、障害のある人とそうでない人双方の交流の場を創出するとともに、地域共生社会の実現をめざします。また、小地域で「誰でも楽しめる」ボッチャ、カローリング等の体験交流会を開催します。</p> <p>さらに、ユニバーサルスポーツ団体、障害当事者団体、ボランティア団体、行政等の関係者が集まり、ユニバーサルスポーツの推進に向けて定期的な検討会を実施するとともに、協議を進めます。</p>

◆市民・地域に期待される役割や取組◆

- 地域のスポーツ教室へ積極的に参加する。
- 年齢や障害の有無に関わらず、誰もが自分の能力や意欲を生かし、社会参加や生きがいづくりをする。
- 生涯学習に関する情報を収集し、関心を持つ。

### 3. 支援が必要な人を支える体制の整備と強化（しくみづくり）

#### （1）相談体制の充実

##### 【施策の目的】

複雑多様化する地域住民のニーズや地域課題を解決すべく、相談体制の充実により社会的孤立を防ぐとともに、状況に応じて必要な支援につなげる。

##### 【施策を取り巻く現状・課題】

- ・市民が身近な地域において、いつでも気軽に相談することができ、かつ必要な支援につなげることでできる体制を構築することが重要であるため、地域の相談窓口や相談支援機関を含む様々な専門機関が、お互いの活動内容や役割への理解を深めるとともに、相談対応において積極的な連携を図るとともに、柔軟な体制づくりを進めることが求められています。
- ・不安や困りごとについては、身近な人への相談で解決できている側面と、一方で相談サービスの存在を知らないがために身近な人へ相談している現状も考えられるため、専門的な相談サービスにつなげられるよう取組を進めることが重要となります。

##### 【施策の推進に向けて】

###### ◆行政の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	福祉総合相談室の設置	支援を必要とする人の地域生活を支えるため、主に生活困窮、障害、メンタルヘルス、難病等に係る相談支援を行います。他領域（高齢者、子ども等）を含む複雑化、複合化した相談については、他課（機関）と連携して困りごとの解決をめざします。
2	地域包括支援センターによる相談支援	専門職（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）が協力して、電話・面接・訪問等により、高齢者の様々な相談に対応します。
3	障害者相談支援センターによる相談支援	障害のある方やその家族や支援者、障害が疑われる方を対象として、電話・面接・訪問等で相談対応します。障害者差別、権利擁護についても対応します。
4	精神保健福祉推進事業	関係者への理解促進、資質向上・連携のための研修や精神障害の各種要因・症状等における講演、家族交流を開催します。また、精神保健福祉上の課題を有する市民及びその家族等の相談に応じます。

	取組の名称	取組の内容
5	精神障害者家族相談	精神障害者（児）本人やその家族が、同じ悩みや苦しみを経験したピア（仲間）から、福祉制度の利用や日常の様々な問題に対して、経験に基づく実践的なアドバイスを受けることにより、精神障害者（児）本人やその家族の孤立無援感をやわらげ、安定した地域生活を送れるよう取り組みます。
6	難病患者地域支援対策推進事業	難病患者本人や家族に対して、疾病や療養生活上必要な知識についての講演及び交流、療養上の不安解消のための医師相談を開催します。また、日常生活上の悩みなどの相談や指導等を行います。
7	子育て家庭を対象とした相談支援	子ども家庭総合支援拠点※として、市民の身近な場所において児童に関する相談支援を行うとともに、ひとり親家庭及び女性への相談支援を行います。
8	母子健康包括支援センターによる相談支援	母子健康手帳交付時の面接、ハイリスク妊婦や妊娠 32 週の家庭訪問事業を通して、子育て情報の提供と総合的相談支援を行います。
9	スクールソーシャルワーカーの配置	スクールソーシャルワーカーを配置することにより、関係機関等と連携・調整を図りつつ、児童生徒が置かれた様々な環境の問題や、問題を抱えている児童生徒に働きかけていくことによって環境の改善や、児童生徒の立ち直りや学校復帰をめざします。
10	子ども・若者総合相談	子どもの不登校・いじめ・非行・ひきこもり・しつけなどについて、親や子ども自身の悩みに的確な助言と指導を行い、困難な事案については適切な支援機関につなぎます。
11	児童発達支援センターにおける相談事業	発達の気になる子の相談に応じ、適切な支援につなげます。
12	障害児等療育支援事業	在宅の障害のある児童（者）及び発達支援が必要な児童が、身近な地域で療育指導、相談等が受けられるよう地域づくりをめざし、児童や保護者、支援者に対して個別相談や研修会を実施しています。
13	生活困窮者の自立相談支援	生活困窮者が、その困窮状態から早期に脱却するため、状況に応じた包括的な相談支援を実施し、社会的・経済的な自立を図ります。 ○生活困窮者の家計改善支援 ○生活困窮者等の就労準備支援 ○生活困窮者の認定就労訓練

◆社会福祉協議会の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	各種相談事業	貸付相談、ボランティア相談の他、市民からの様々な相談に対応する体制づくりに取り組みます。

◆市民・地域に期待される役割や取組◆

- 身近に相談できる相手を見つけ、日頃から相談ができるような心構えを持つとともに、相談先を確保しておく。
- 支援が必要になった場合に困らないよう、相談体制やサービス内容等に関する理解に努める。

## (2) 多機関連携の推進

### 【施策の目的】

地域の福祉課題が複雑多様化する中で、それぞれに応じた支援の充実を図るとともに、課題を抱える人が必要な支援を受けられるよう、相談内容に応じた支援につなげていく包括的な相談体制の整備を推進し、さらに、関係機関との連携を強化し、多様な課題に対応できる体制づくりを進める。

### 【施策を取り巻く現状・課題】

- ・地域の福祉課題が複雑多様化する中、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める体制整備や、複雑化・複合化した課題について適切に連携して対応する必要性が高まっています。
- ・子育て、介護、生活困窮、障害など、複合的な課題を抱える世帯の相談を包括的に受け止めるための体制を整える必要があります。

### 【施策の推進に向けて】

#### ◆行政の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	母子健康 包括支援センター事業	母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行います。
2	医療機関で受診する 妊婦・産婦健康診査	医療機関で受ける妊婦・産婦健康診査により、妊娠・出産から育児まで関係機関が連携して支援します。
3	保健センターで実施する 乳幼児健康診査	4か月児、1歳6か月児、3歳6か月児を対象に健康診査を、2歳児を対象に歯科健康診査を、9か月児を対象に健康相談を集団で実施し、必要に応じて関係機関につながります。
4	要保護児童対策地域協議会の運営	「一宮市要保護児童対策地域協議会」において、要保護児童の適切な保護ならびに要支援児童、特定妊婦及びDV（ドメスティックバイオレンス）の被害者への適切な支援を図るため、関係機関等が連携して対応策の協議等を行います。
5	在宅医療と介護連携の 推進	市民が住み慣れた地域で暮らし続けていくことを支えるために、医療・介護にまたがる様々な支援を提供します。

	取組の名称	取組の内容
6	障害者相談支援センター事業	障害のある人がその人らしい地域生活ができるよう支援し、自立の尊厳と社会参加を確保できる地域づくりに努めています。
7	地域包括支援センター事業	高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう、保健・福祉・介護などの様々な面から連携して支援を進め、高齢者一人ひとりに合った支援を行います。
8	認知症初期集中支援推進事業	認知症の専門知識を持つ看護師・精神保健福祉士等がチームを組み、認知症または、その疑いのある人及び家族を訪問し、困りごとをうかがい、ともに解決策を検討します。 また、必要に応じて認知症の専門知識を持つ医師による訪問を行います。
9	認知症地域支援推進員の配置	認知症になっても住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、また地域で支えていくために、認知症の人やその家族の相談に応じるとともに、医療機関や介護サービス事業所、地域の支援機関をつなぐコーディネーターとして認知症地域支援推進員を各包括支援センターに配置します。
10	生活支援体制整備事業	多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを支援するため、生活支援コーディネーター※を配置します。また、推進委員会を開催し、地域の支援ニーズを把握するとともに、関係者間の連携・協議を行います。
11	多機関協働事業	単独の相談支援機関では支援が困難な事例について、多機関が参加する重層的支援会議を開催し、解決に向けた協議調整を行います。

◆社会福祉協議会の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	生活支援サービスを担う社会資源との連携（生活支援体制整備事業）	地域において多様な支え合いのしくみを構築するため、第1層（全市域）生活支援コーディネーターとして第2層（連区域）生活支援コーディネーターや各種団体の連携強化を図ります。 また、地域分析や必要な施策を検討しつつ、地域住民と情報の共有を進めます。



◆市民・地域に期待される役割や取組◆

- 福祉活動を行う団体や組織とのつながりを深める。
- 自分が活動している団体以外の取組についても関心を持ち、情報を把握する。
- 福祉活動を進めている団体や組織の積極的な情報発信を行う。

### (3) 就労・就学を希望する人への支援

#### 【施策の目的】

就労・就学を希望する人の背景にはひとり親や若者、高齢者、障害のある人、経済的困窮家庭など、様々な実情があるが、それぞれの状況に応じた適切な支援を進めることにより、その自立を促進する。

#### 【施策を取り巻く現状・課題】

- ・ 就労を希望する人が経済的な不安を解消し、地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携して取組を進めるとともに、各種相談に対応しながら就労・自立に向けた継続的な支援が求められています。
- ・ 誰もが身近な地域で働くことができ、就労希望者のニーズに対応できる、多様な雇用の場の確保が求められています。
- ・ 生活困窮家庭の子どもたちは学校外の学習の機会や環境が十分ではなく、「貧困の連鎖」につながる恐れがあります。そのため、将来を見すえた学習支援や自立する力を育む支援が必要になります。

#### 【施策の推進に向けて】

##### ◆行政の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	ひとり親家庭相談支援	ひとり親家庭及び、寡婦に対する職業能力の向上、求職活動に関する支援として、次の事業を行います。 ○ひとり親家庭等キャリアカウンセリング事業 ○母子・父子自立支援プログラム策定事業 ○ひとり親家庭等日常生活支援事業 ○母子家庭等就業・自立支援センター事業 ○ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 ○ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業 ○ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ○母子父子寡婦福祉資金貸付事業
2	女性の再就職応援セミナーの開催	出産・育児や家族の介護などで離職した女性が再就職できるよう、心構えや実践的な面接対策、ビジネスマナー等、就職に役立つ内容のセミナーを開催します。

	取組の名称	取組の内容
3	若者への就職支援	いちのみや若者サポートステーションを通じ、臨床心理士等による若者就労支援プログラム事業を実施します。 また、ハローワーク一宮と連携を図り就職支援フェアを開催し、企業面接会やセミナーを実施します。
4	無料職業紹介事業	生活保護受給者と福祉総合相談室で就労支援を利用している人のうち、一般就労が困難と予測される人に就労体験実習登録事業所において職場見学・体験、就労条件・就労内容の調整や就職のあっせんを行います。
5	高齢者の就労支援・就労の場の確保	公益社団法人一宮市シルバー人材センターと連携し、高齢者向け軽作業等を行う場所や地域交流等の生きがい活動の場を提供します。
6	障害者特別雇用奨励金支給事業	市内に住民登録している、障害者手帳を有する人を雇用した事業者に対して、雇用した翌月から36か月間奨励金を支給します。
7	生活困窮者等の就労準備支援	複合的な問題を抱え、直ちに就労することが困難な生活困窮者等に対して、就労に向けた準備としての基礎能力の形成を支援します。
8	生活困窮者の認定就労訓練	就労に困難を抱える生活困窮者に対して自立相談支援機関（福祉総合相談室）があっせんして、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行います。

◆社会福祉協議会の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	子どものための学習・生活支援	生活困窮世帯の子どもに対し、学力向上のための学習支援を行い進路選択の幅を広げるとともに、生活上の相談に応じるなど支援者との関わりを通じ子どもたちの将来への意欲の向上を促します。 今後は、進学後の子どもに対するフォローアップ体制についても検討を進めます。

◆市民・地域に期待される役割や取組◆

- 家庭や地域、職場等において個性に合わせた多様な働き方ができる環境づくりを行う。
- ハローワークや市の就労相談窓口などに積極的に参加し、自分に合った仕事を探す。

## (4) 権利擁護の推進

### 【施策の目的】

誰もが安心して地域で生活するために理解の促進を図るとともに、成年後見制度などの権利擁護事業を利用することができるよう、権利擁護活動を展開する。

### 【施策を取り巻く現状・課題】

- ・ 市民一人ひとりの尊厳と権利を守るためには、個々の実情に応じた支援と周囲の理解が必要になります。
- ・ 地域で暮らす高齢者、障害のある人、子どもに関する専門的なケアや福祉サービスのニーズと併せて、成年後見制度のニーズを把握し、より効果的な支援と成年後見制度の利用促進が図られることが重要です。

### 【施策の推進に向けて】

#### ◆行政の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	権利擁護体制の充実	子どもや高齢者、障害のある人等の虐待予防や消費者被害などの防止に向けた啓発を行うとともに、相談・支援を行います。
2	成年後見制度利用支援事業	判断能力が十分でない人の権利を守る成年後見制度について、本人や家族、支援者などに対して制度を周知して、その利用を促進します。 また、収入や資産の条件により、申立て費用や成年後見人等への報酬の助成を行います。
3	障害についての啓発の推進	障害についての正しい理解が深まり、そして広まるよう、市民を対象とした講演会を開催します。
4	障害者虐待防止センター事業	障害のある人の権利利益を擁護するため、養護者や施設従事者等による虐待の通報・届出の受理、調査を行い、被虐待者の保護のための相談・指導・助言、養護者への支援を行います。 また、虐待の防止・早期発見を図るため、講演会や研修会などの啓発活動を行います。 さらに、高齢者虐待や児童虐待※などの複合的な課題がある事例については、それらを担当する機関と一体的に対応ができるよう協議を進めます。

	取組の名称	取組の内容
5	地域包括支援センターによる権利擁護	ケアマネジャーや民生委員、他の関係機関と連携して、高齢者虐待や消費者被害の早期発見と防止にあたります。
6	児童虐待についての啓発の推進	市広報、ウェブサイト、ポスター掲示等、様々な媒体を利用して児童虐待、児童虐待通告先について啓発を行います。

◆社会福祉協議会の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	福祉サービス利用支援事業	<p>認知症高齢者や知的・精神障害者で判断能力が不十分な人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理などを支援します。</p> <p>関係機関との連携による役割分担や、業務の効率化により支援体制を確保し、本人の思いに寄り添った意思決定支援※を行います。</p>

◆市民・地域に期待される役割や取組◆

- 成年後見制度など、権利擁護のしくみについて理解を深める。
- 障害のある人や高齢者などに対して、理解と支援を行う。

## (5) 再犯防止の推進（一宮市再犯防止推進計画）

当該項目は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項で定められている「地方再犯防止推進計画」として位置づけられるものです。

### 【施策の目的】

犯罪をした者等が円滑に社会復帰できるよう支援を行い、誰一人として孤立することのない安全・安心なまちづくりを推進すべく、再犯の防止等の推進に向けて取組を進める。

### 【施策を取り巻く現状・課題】

- ・安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていく上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止が大きな課題となっています。
- ・犯罪をした者等の中には、高齢者や障害のある人などの福祉的な支援が必要な人や、出所時に住居や就労先がなく生活が成り立たないことから、再び犯罪に手を染めてしまう人などが多く、刑務所へ再入所した人のうち、約7割が再犯時に無職だったという状況があります。そのため、犯罪をした者等への円滑な社会復帰の促進が、再犯防止にあたって重要です。

### 【施策の推進に向けて】

#### ◆行政の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	触法障害者支援 連絡会議	触法障害者支援のネットワークづくりのため、刑務所、保護観察所、少年鑑別所、地方検察庁、地域定着支援センター、弁護士、保護司、障害者支援サービス事業所等の関係機関・団体が集まり、情報共有、事例の検討を進めます。 また、地域に根差した支援の構築をめざして、触法障害者が生活する地域の住民や企業との連携、協働の在り方を検討し、取組を進めます。
2	更生保護活動支援 (再掲)	保護司会活動をはじめ更生保護にかかる経費の補助など支援します。また、保護司の連絡調整や人材の確保など、保護司会における事務局事務を行います。
3	再犯防止・更生保護活動の広報及び啓発活動	再犯防止や更生保護活動に関する情報を「社会を明るくする運動※」などを通じて広く市民に周知します。

	取組の名称	取組の内容
4	協力雇用主への配慮	建設工事の一般競争入札総合評価落札方式の社会貢献度の評価項目として、「保護観察所に更生保護の協力雇用主として登録」を設定しており、入札参加者が協力雇用主として登録されていれば1点加点しています。
5	生活困窮者の自立相談支援（再掲）	生活困窮者が、その困窮状態から早期に脱却するため、状況に応じた包括的な相談支援を実施し、社会的・経済的な自立を図ります。 ○生活困窮者の家計改善支援 ○生活困窮者等の就労準備支援 ○生活困窮者の認定就労訓練
6	居住支援体制の整備	住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害のある人、外国人、ひとり親世帯など住宅の確保に特に配慮を要する方）の市営住宅や民間賃貸住宅への入居に係る情報提供、入居に関わる支援、入居後の生活相談や見守りなどの生活支援を行うための体制を整備します。
7	住居確保給付金支給事業	生活保護に至っていない生活困窮者に対して自立相談支援を実施し、離職・廃業後2年以内もしくは休業等により住宅を喪失している人、または喪失する恐れのある人に対して、賃貸住宅の家賃を支給し住宅及び就労の機会の確保に向けた支援を行います。
8	一時生活支援事業	住居のない生活困窮者に対して、一定期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供と、衣類その他の日常生活を営むのに必要となる物資を提供します。

◆市民・地域に期待される役割や取組◆

- 再犯防止に向けた取組に関心を持ち、保護司や関係団体等に対し、理解を深める。
- 誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合うことで、地域住民が立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域づくりを進める。



## (6) 重層的支援体制整備事業実施計画

当該項目は、社会福祉法第 106 条の 5 で定められている「重層的支援体制整備事業実施計画」として位置づけられるものです。本市における重層的支援体制整備事業が適切かつ効果的に実施できるよう、その体制整備を進めるとともに、提供体制に関する事項等について示すものです。

重層的支援体制整備事業は、既存の介護、障害、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民やその世帯の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」「多様な社会参加に向けた支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

本市では「庁内連携体制の構築等の取組」「多機関協働の取組」「アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組」「参加支援の取組」「重層的支援会議」等を通じて、多機関連携による支援体制を構築することにより、事業の取組を展開していきます。さらに、社会福祉協議会では「対象者の属性を問わない相談支援」「多様な参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することにより、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する事業を展開していきます。

なお、重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、地域福祉、高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉、生活困窮者に対する福祉の各分野に関わる相談機関、資源の活用のみならず、協働の推進、居住支援、防災・防犯、交通政策、健康づくり、多文化共生、教育などの様々な分野と連携を強化します。

### ◆重層的支援体制整備事業の実施体制（令和 6 年度から全必須事業を実施予定）

①包括的相談支援事業～設置形態：基本型（既存の体制を活用）

事業	実施機関	運営形態	設置数*	担当課
地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター	委託	7	高年福祉課
障害者相談支援事業	障害者基幹相談支援センター	直営＋委託	1	福祉総合相談室
	障害者相談支援センター	委託	6	
利用者支援事業	保健センター	直営	3	健康支援課
	保育課	直営	1	保育課
生活困窮者自立支援事業※	福祉総合相談室(自立相談支援機関)	直営	1	福祉総合相談室

\*設置数は令和 4 年 12 月末現在

②地域づくり事業

事業	実施機関	運営形態	設置数*	担当課
地域介護予防活動支援事業	介護予防サポーター	直営	65(人)	高年福祉課
	ふれあいクラブ	認定	3	
生活支援体制整備事業	社会福祉協議会	委託	1	高年福祉課
	地域包括支援センター	委託	7	
	おでかけ広場	認定	89	
	ふれあい・いきいきサロン	認定	104	社会福祉協議会
地域活動支援センター事業	地域活動支援センター	指定	2	障害福祉課
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター	直営	6	保育課
	子育てひろば	委託	2	
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	令和6年度から実施予定			福祉総合相談室

\*設置数は令和4年12月末現在

③参加支援事業

実施機関	運営形態	人員配置	担当課
社会福祉協議会	委託	コミュニティソーシャルワーカー	福祉総合相談室

④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

実施機関	運営形態	人員配置	担当課
社会福祉協議会	委託	コミュニティソーシャルワーカー	福祉総合相談室

⑤多機関協働事業

実施機関	運営形態	人員配置	担当課
福祉総合相談室 社会福祉協議会	直営+委託	市:社会福祉士 社協:コミュニティソーシャルワーカー	福祉総合相談室

## ◆重層的支援体制整備事業の推進体制

### ①重層的支援会議

重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるために開催するもので、福祉総合相談室と社会福祉協議会が共催で実施します。

重層的支援会議は、案件ごとに構成メンバーを決定し随時開催とします。

また、本人同意が得られない段階で支援体制の検討が必要な場合などにおいては、守秘義務を課した支援会議を実施して円滑な支援につながるよう努めます。

### ②重層的支援推進会議

庁内関係機関と社会福祉協議会が参加する重層的支援推進会議を年1回以上開催し、各事業の実施状況等の確認及び評価と実施方法等の見直しについて協議を行い、支援関係機関の連携を図り、円滑な事業実施に努めます。

また、社会福祉審議会に事業の実施状況の報告を行い、助言を受け、結果を公表します。

### ③庁内関係機関連携体制の構築

相談を受けた窓口では対応できない案件を適切な機関につなぐためのリストと相談受付シートを整備し、断らない相談支援を行うように努めます。

## 4. 地域福祉を進める協働・連携と基盤強化（基盤づくり）

### （1）情報提供の充実

#### 【施策の目的】

地域福祉をはじめ、様々な分野に関する情報発信に取り組みつつ、情報を必要とする人へ適切なかたちで届けられるよう、情報提供の充実を進める。

#### 【施策を取り巻く現状・課題】

- ・ 市民アンケートの結果から、6割以上の市民が日々の生活に必要な福祉の情報が得られていないということが明らかになりました。また、地区別懇談会やワークショップでも、情報発信や情報共有は課題となっており、情報提供の充実に向けた取組を進めることが必要です。
- ・ 市民の地域課題に対する認識の向上を促すべく、一人ひとりの理解を深める情報提供を進めるとともに、その充実を図る必要があります。

#### 【施策の推進に向けて】

##### ◆行政の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	子育て支援サイト・アプリの運用	子育てに関する情報を子育て支援サイト・アプリに掲載します。 また、乳幼児の成長を記録したり、予防接種や離乳食の開始時期を知ることができる電子母子手帳機能を搭載し提供します。
2	福祉情報の発信強化	「福祉のしおり」を発行し、本市における保健・医療・福祉の各種サービスに関する情報を提供します。 また、「保健所だより」の発行により、健康診査や予防接種、各種教室・相談など健康増進に役立つ情報を提供します。

##### ◆社会福祉協議会の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	ウェブサイトや広報紙による情報発信	ウェブサイトや広報紙「いちのみやの社会福祉」の発行により、本会の事業や地域の福祉に関する情報発信を行うことで、住民の福祉への関心を高め、地域での支え合いを推進する基盤をつくります。

◆市民・地域に期待される役割や取組◆

- 必要に応じた情報収集を行うとともに、適切な拡散に努める。
- 市や地域が発信する情報に関心を持つ。

## (2) 福祉サービスの推進

### 【施策の目的】

多様化する市民のニーズに応じた、多様な福祉サービスを提供することによって福祉の向上を図るとともに、本市に「住んで良かった」「住み続けたい」と思ってもらえるよう、福祉サービスの充実を図る。

### 【施策を取り巻く現状・課題】

- ・市民の一人ひとりが住み慣れた地域で安心して、自分らしく生活していくためには、地域で福祉サービスを必要とする人が、必要なサービスを受けられることができるような体制の整備が求められます。
- ・誰もが必要なサービスを適切なかたちで受けられるよう、福祉サービスの充実を図ることが求められています。

### 【施策の推進に向けて】

#### ◆行政の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	安心して妊娠・出産をすることができるための支援	妊産婦の自主的な健康づくりを支援するとともに、産前・産後にかけて切れ目のない支援体制を整え、安全・安心な妊娠・出産及び乳幼児期の子育てを支援します。
2	子どもの健康づくり	一人ひとりの乳幼児の発育や発達に応じた健康づくりを支援するとともに、感染症を予防して子どもの健康を守るために、予防接種法等に基づいた予防接種を実施します。
3	乳幼児期における質の高い教育・保育の充実	子どもの成長にとって重要な乳幼児期における質の高い教育・保育の充実に向けて、幼稚園や保育園、認定こども園等における教育・保育の提供とともに、小学校就学前の子どもを育てる親が安心して仕事と子育てを両立できる環境整備を進めます。
4	地域子ども・子育て支援事業の推進	すべての子育て家庭（在宅で子育てする家庭を含む）に対して、子ども一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業、特別保育事業（病児・病後児保育）など、それぞれの状況に応じた支援を行うとともに、総合的な子育て環境の向上を実現すべく、質と量にわたる充実をめざします。

	取組の名称	取組の内容
5	子どもに向けた多様な医療費助成等	義務教育終了までの児童に対して子ども医療費の助成を行うとともに、母子・父子家庭等医療費助成や障害者医療費助成を実施します。 また、未熟児の養育にかかる医療費の一部を負担したり、小児慢性特定疾病の子どもに対して医療費の一部を負担するとともに、日常生活用具を給付します。
6	心身障害児親子通園事業	就学前の心身障害児とその保護者に対し、心身障害児親子通園施設において親子通園による療育の場を提供します。
7	高齢者のいきいきとした暮らしの支援	高齢者の介護予防や生きがいづくり、地域活性化の観点から高齢者の社会参加を促進します。そのことにより高齢者が社会と関わりを持つとともに、また自身の役割を見出しながら地域でいきいきと暮らし続けることができるよう、個々の能力や経験を生かして活躍できる場やレクリエーションの場を提供します。
8	あんしん介護予防事業	高齢者が要介護状態となることを防ぎ、住み慣れた地域で生活が続けられるよう、心身の状態や必要に応じた介護予防サービスを提供します。
9	介護サービスの充実	必要な介護サービスが受けられるよう、計画に位置づけた介護保険施設や介護サービス事業所の整備事業者に補助金を交付し、サービスの充実を図ります。
10	在宅福祉サービス	ひとり暮らしや寝たきりの高齢者に対して、生活支援や安否の確認、緊急時の迅速な対応を行い、高齢者が安心して日常生活を送ることができるよう支援します。
11	介護給付費の適正化	介護給付について真に必要なサービスを確保するとともに、不適切なサービスが提供されていないかの検証を行い、適正化を推進するため、介護給付費通知の発送、適正化システムによる事業所への注意喚起を行います。また、住宅改修・福祉用具購入の点検時にリハビリテーション専門職が関与するしくみを設け、適正な利用を推進します。
12	養護老人ホーム・生活支援ハウス事業	家庭での虐待、独居、低所得など環境上または経済上の理由により、介護保険サービス利用または居宅における養護を受けることが困難な高齢者に対し、老人福祉法に基づき、老人の施設措置援護事業を行います。 高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援します。



	取組の名称	取組の内容
13	障害者自立支援給付事業	障害福祉サービスの支給申請に基づき、障害のある人に対して、必要な介護給付、訓練等給付を行います。
14	障害児通所給付事業	児童発達支援、放課後等デイサービスの支給申請に基づき、障害のある児童に対して、必要な障害児通所給付を行います。
15	医療的ケア児保育モデル事業	喀痰吸引や経管栄養など、医療的ケアを日常的に必要とする子どもの保育を行います。
16	地域生活支援サービス給付事業	地域生活支援サービスの支給申請に基づき、障害のある人に対して必要なサービス給付を行います。
17	高額障害福祉サービス等給付事業	同一世帯に障害福祉サービス等を利用する人が複数いる場合等に、世帯の負担を軽減する観点から、世帯の市民税課税状況等により定められている負担上限額まで、利用者負担額を軽減します。
18	障害のある人への在宅福祉サービス等の提供	障害のある人の日常生活の便宜及び生活の質の向上を目的とし、在宅福祉サービスを提供します。
19	障害者手当等給付事業	障害のある人の生活の安定に向けた経済的支援として、手当の給付や医療保険における自己負担額の一部を軽減します。
20	ふれあい収集事業	家庭ごみを所定の集積場所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害のある人等の世帯に対して、「声掛け」を行いながらごみを戸別に収集します。
21	社会福祉施設建設補助・共同生活援助支援事業	国庫補助の採択を受けた社会福祉施設の整備費の一部や、共同生活援助を行う事業所に対して運営費の一部を補助する事業を行い、社会資源の充実や障害のある人の生活の場等の確保を図ります。

◆社会福祉協議会の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	福祉サービスの利用に関する相談援助等	住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、福祉サービス等の利用に関する相談支援や、訪問介護による身体介護や家事支援のサービスの提供に努めます。

◆市民・地域に期待される役割や取組◆

- 福祉サービスの適切な利用に努める。

### (3) 基盤の整備・強化

#### 【施策の目的】

地域福祉の推進に向けて、地域で自主的に活動する団体への支援や市内事業者、商工会等と連携することにより、多くの市民や団体等の主体が地域福祉活動を実践できる基盤を整備する。また、地域の福祉課題に対して効率的かつ効果的に取組を進めるべく、社会福祉協議会等と連携しながら取組の展開を図るなど基盤強化を図ることで、より高い施策効果を発揮していく。

#### 【施策を取り巻く現状・課題】

- ・地域福祉の推進とともに、地域共生社会の実現に向けては、多くの市民や団体等の主体が地域福祉活動を実践できる基盤を整備していくことが必要です。
- ・地域づくりはもとより、共助に向けた基盤づくりや障害児支援の提供体制の整備等、様々な基盤整備に取り組んでいくことが重要です。
- ・地域における福祉課題は複雑多様化しており、行政だけの取組では対応が困難となっています。そのため、行政と社会福祉協議会との連携を強化することで、より効率的に福祉課題を解決していくことが求められます。

#### 【施策の推進に向けて】

##### ◆行政の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	地域づくり協議会推進事業	地域住民による自主的で地域の実情に合った運営や地域課題の解決、豊かで住みやすい地域づくり等の推進を目的として、地域づくり協議会に対して補助金等を一括して交付します。
2	市民活動支援センター運営事業	市民活動支援センターの運営を通して、様々な分野で活躍する市民活動団体を支援するとともに、市民活動に対する市民の意識啓発を図ります。
3	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	地域におけるつながりの中で、住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携するしくみづくりを行うことを通じて、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図ります。

	取組の名称	取組の内容
4	児童発達支援センターの機能充実	障害のある子どもの実態に即した支援体制の構築に取り組むため、地域の中核的な児童発達支援センターとしての機能充実を図ります。
5	居住支援体制の整備（再掲）	住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害のある人、外国人、ひとり親世帯など住宅の確保に特に配慮を要する方）の市営住宅や民間賃貸住宅への入居に係る情報提供、入居に関わる支援、入居後の生活相談や見守りなどの生活支援を行うための体制を整備します。

#### ◆社会福祉協議会の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	支会活動への協力、支援	市内の23連区に地区社会福祉協議会（支会）を設置し、地域の福祉ニーズ、課題の把握に努め、地域特性を生かした地域住民主体の地域福祉活動を推進するとともに、組織強化の体制づくりについて検討します。
2	団体支援	地域で主体的に活動する児童育成連絡協議会、老人クラブ連合会、日赤一宮市地区の事務を担い、地域福祉活動の貴重な財源となる共同募金の事務局も兼務し、それぞれの団体の円滑な運営を支援します。 また、地域のボランティア団体や福祉団体の活動を支援するため、相談対応や補助金の交付、活動場所の提供等を行います。
3	市との連携強化	生活支援体制整備事業、相談支援事業、資金貸付事業、多機関協働事業などについて関係各課と連絡・調整を図りながら事業を進めます。

#### ◆市民・地域に期待される役割や取組◆

- 地域の実情に合った自主的な地域づくりを進めるとともに、他の地域や活動団体と協力し合うことでお互いの情報を共有し合い、よりよい地域福祉を実現する。
- 困りごとを抱えた地域住民に対して、社会福祉協議会や行政などの相談窓口へつなぐことを促すなど、地域の福祉課題の解決に向けた取組を行う。

## (4) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

### 【施策の目的】

多様な人が社会に参加する上での障壁（バリア）をなくし、障害の有無に関わらず、高齢になっても、どんな立場でも、安心して住み慣れた地域で生活を続けていくために、建物や交通機関などのバリアフリーとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた取組を進める。さらに、一人ひとりが多様な人のことを思いやる「心のバリアフリー」を広げるなど、ハード・ソフト両面からのバリアフリーを推進する。

### 【施策を取り巻く現状・課題】

- ・バリアフリーとは、生活の中で不便を感じる事、様々な活動をしようとするときに障壁になっているバリアをなくす（フリーにする）ことです。障害のある人や高齢者だけでなく、あらゆる人の社会参加を困難にしているすべての分野におけるバリア（障壁）の除去をめざして、取組を進めていくことが求められています。
- ・ユニバーサルデザインとは、障害のある人や高齢者のみならず、可能な限り、すべての人を対象として想定したデザインのことで、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」ということに重きが置かれています。

### 【施策の推進に向けて】

#### ◆行政の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	バリアフリーに関する情報のとりまとめとともに、市内の横断的な情報共有と意識醸成を行います。 また、市役所等の関連施設や公共的な施設・空間においては、バリアフリー・ユニバーサルデザインの考えに基づき、誰もが利用しやすい安全・安心な環境整備を進めます。
2	建築物のバリアフリー化	愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、住み慣れた地域の中で、生きがいや希望を持って暮らせる、人にやさしいまちづくりを推進します。
3	一宮駅周辺道路のバリアフリー整備	高齢者、障害のある人をはじめ、妊婦や子ども連れなど誰もがスムーズに移動でき、暮らしやすいまちづくりのために、主要鉄道駅周辺の多数の高齢者や障害のある人等の利用が見込まれる道路について、面的なバリアフリー化の推進を図ります。

	取組の名称	取組の内容
4	障害についての啓発の推進（再掲）	障害についての正しい理解が深まり、そして広まるよう、市民を対象とした講演会を開催します。

◆市民・地域に期待される役割や取組◆

- バリアフリー・ユニバーサルデザインに関心を持ち、図書館やインターネットで調べ、知識を深める。
- 街中で困っている人を見かけたら、声を掛けるなどのサポートを行う。
- 高齢者や障害のある人の外出を促し、活気あるまちづくりを行う。

